

重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等の 医療費助成のお知らせ

小平町では北海道からの補助を受け、心身に重い障がいのある方（重度心身障がい者）、母子（父子）家庭の方（ひとり親家庭等）および小学生までのお子さん（乳幼児等）の医療費の一部を助成しています。また、町独自に、高校生までのお子さんの医療費についても助成を行っています。

■対象となる方

共通条件

- 生活保護法による保護を受けていないこと。

* 重度心身障がい者医療費の助成（18歳以下本人負担額0円）※

- ①身体に障がいのある方で、1～3級（ただし、3級は心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障がいに限る）身体障がい者手帳をお持ちの方。
- ②知的障がいのある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または、「重度」と判定（診断）された方。
- ③精神障がいのある方で、1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。
- ④受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。

* ひとり親家庭等医療費の助成（18歳以下本人負担額0円）※

- ①ひとり親家庭等に属している母または父および子。（18歳に達した日の属する年度の末日までの方。ただし、在学等で扶養されている場合（注）は、20歳に達した日の月末までの方）
- ②受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。

* 乳幼児等医療費の助成（本人負担額0円）※

- ①0歳から6歳までの入通院および小学生の入院。
- ②小学生の通院および中学生の入通院、高校生等の入通院（町独自助成）。

※領収書を後日役場に持参し、払い戻しを受けることもできます。

■申請方法

医療費助成を受けるには、事前に「受給者証」の交付を受けることが必要です。次のものを持参の上、役場保健福祉課または各支所で申請をお願いします。

- 印鑑
- 健康保険証
- 重度心身障がい者医療に関しては、身体障がい者手帳または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳（注）申請時に在学証明書などが必要となります。

◎問い合わせ先 保健福祉課保険係（内線271・287）

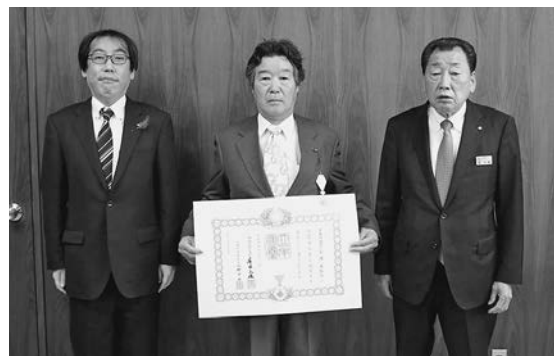
令和4年秋の叙勲にて岩倉晃さんが旭日双光章、 長岡勇起夫さんが瑞宝単光章を受章

11月22日に自宅にて元小平町議会議長の岩倉晃さんへ北海道知事の命を受け、小平町から旭日双光章の伝達が行われました。

岩倉元小平町議会議長は、平成7年に小平町議会議員に当選して以来、連続5期20年の長きにわたり職責を全うされ、平成15年からは議長として豊富な経験をもってご活躍されました。

また、12月21日には役場にて元小平消防団副団長の長岡勇起夫さんへ関町長同席のもと工藤留萌振興局長より瑞宝単光章の伝達が行われました。

長岡元副団長は、昭和55年に小平消防団員を拝命して以来、令和3年まで長きにわたりご活躍されました。



12月21日に行われた長岡元小平消防団副団長（中央）への伝達式の様子